

《軽自動車税減免申請書の提出における番号法に基づく本人確認について》

マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴い、平成28年度以後に提出する軽自動車税減免申請書には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載が必要となります。個人番号を付する減免申請に関しては本人確認を要することから下記の点にご留意ください。なお、法人の場合はこの本人確認について特段の手続きは必要とされていません。

記

1、個人番号（マイナンバー）を記載した申請書の提出時には、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）をお願いすることとなります。つきましては申請の際に下表の確認書類をご提示ください。

●納税義務者が個人で、その本人が申請書を提出する場合

(1) 及び (2) がそれぞれ必要です。

(1) 番号確認書類	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・通知カード 等
(2) 身元確認書類	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード、運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真付きの免許証、認定証など 上記のものが無い場合は次のうち、いずれか2点 ・健康保険証、介護保険被保険者証、キャッシュカード、クレジットカード、診察券その他これらと同等のもの

●納税義務者が個人で、その代理人が申請書を提出する場合

(1) ～ (3) がそれぞれ必要です。

(1) 本人の番号確認書類	次のうち、いずれか1点 ・本人の個人番号カードの写し ・本人の通知カードの写し 等
(2) 代理人の身元確認書類	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード、運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真付きの免許証、認定証など ・代理人の税理士証票 等 上記のものが無い場合は次のうち、いずれか2点 ・健康保険証、介護保険被保険者証、キャッシュカード、クレジットカード、診察券その他これらと同等のもの
(3) その他	委任状等代理関係がわかる書類

2、郵送で提出する場合は確認書類の写しを同封してください。

なお、申請書に個人番号の記載がない場合、こちらで身元確認を行った上で申請者の番号確認を行うことに同意したものとみなし、申請書を受理します。